

富士・東部口腔保健センター の診療内容のご案内

1. 休日救急歯科診療

診療日：休日、祝祭日(大型連休)及び年末年始(12/29 ~ 1/3)

診療時間：午前 10 時 ~ 午後 7 時

急な歯の痛み、外傷などに対応して応急処置を行います。
まずは、お電話ください。

電話：0554-56-8899
ハワキュウキュウ
(歯は救急)

2. 心身障がい者(児) 歯科診療

診療日：月2回火曜日午後、毎週木曜日午後(予約制)
事前にお電話でお問い合わせください。

一般の歯科医院での診療が難しい障がい者(児)の方々を対象に歯科診療を行います。

★診療について

- ・専門の研修を積んだ歯科医師と歯科衛生士が担当しますので、安心して治療が受けられます。
- ・患者さん一人ひとりの状態に合わせた治療を行うよう対応していきます。
- ・また、お口の中の継続的な管理も行います。
- ・バギーや車いすのままでも治療が行えます。
(例えば、歯科の治療椅子に座れない、不安や恐怖心が強いお子さんには、トレーニングを積むことから始めます。)

一般社団法人 山梨県歯科医師会
富士・東部口腔保健センター
住所：山梨県都留市つる五丁目1番55号
(都留市立病院敷地内)
TEL：0554-56-8899
FAX：0554-56-8898

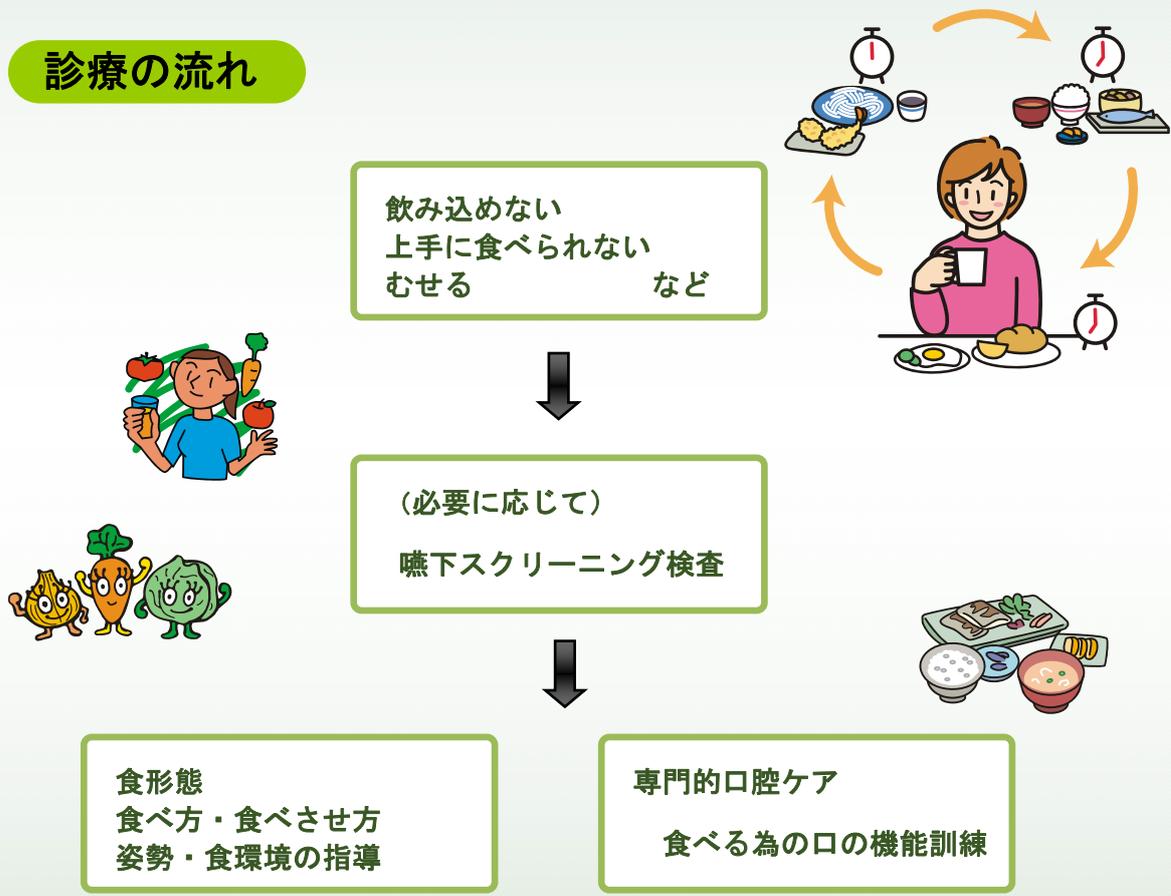


3. 食べ方・飲み込み方相談・指導

診療日：月に2回 木曜日午前中（予約制）

- ・もぐもぐしているけどなかなか飲み込めない、丸のみしている、むせるなどの症状はありませんか？
- ・障がいがあるため、食物を取り込む・噛む・飲み込むことがうまく出来ない（摂食嚥下機能障害）方への相談と指導を行っています。
- ・赤ちゃんからお年寄りまで、すべての年代を対象に、摂食嚥下障害のある方々の口腔機能回復を目指しています。
- ・口から食べられていない方でも、食べることで以外の口の機能を維持し、また再び食べられることを目標に、口腔のケア、口腔の機能訓練を積極的に行います。

診療の流れ



予約方法

まずはお電話でご相談ください。

電話：0554 - 56 - 8899

治療日以外（月・火・水・金）でも、（一社）山梨県歯科医師会（歯科衛生士）に電話が転送され、予約等可能です。

